○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十九年九月十三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月二日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ３－326	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ182－１	ＥＢＴ－ＧＫ21－１Ａ	三菱ロジスネクスト株式会社	京都府長岡京市東神足二丁目１番１号
ＮＶ３－327	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ182Ｌ－１	ＥＢＴ－ＧＫ21－２Ａ	〃	〃
ＮＶ３－328	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ183－１	ＥＢＴ－ＧＫ25－１Ａ	〃	〃
ＮＶ３－329	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ183Ｌ－１	ＥＢＴ－ＧＫ25－２Ａ	〃	〃
ＮＶ３－330	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ186－１	ＥＢＴ－ＧＫ25－１Ａ	〃	〃
ＮＶ３－331	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ186Ｌ－１	ＥＢＴ－ＧＫ25－２Ａ	〃	〃
ＮＶ３－332	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ175－１	ＥＢＴ－ＧＫ21－１Ａ	〃	〃
ＮＶ３－333	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ175Ｌ－１	ＥＢＴ－ＧＫ21－２Ａ	〃	〃
ＮＶ３－334	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ176－１	ＥＢＴ－ＧＫ25－１Ａ	〃	〃
ＮＶ３－335	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ176Ｌ－１	ＥＢＴ－ＧＫ25－２Ａ	〃	〃
ＮＶ３－336	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ179－１	ＥＢＴ－ＧＫ25－１Ａ	〃	〃
ＮＶ３－337	ユニキャリア　ＥＢＴ－Ｆ179Ｌ－１	ＥＢＴ－ＧＫ25－２Ａ	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十九年九月十三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月二日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ３－338	日立　ＹＤＰ－Ｈ87	ＴＣＤ3.6Ｌ４Ｆ－Ｎ	株式会社ＫＣＭ	兵庫県加古郡稲美町岡2680番地
ＮＶ３－339	日立　ＹＤＰ－Ｈ88	〃	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成三十年二月二十二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成三十年四月二日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ３－Ｖ71	ジュンディア8800Ａ	ハマダゴルフ機器株式会社	大阪府大阪市北区長柄中三丁目２番18号
ＮＳ３－Ｖ72	ジュンディア7400Ａ	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成三十年二月二十二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成三十年四月二日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－225	Ｇｅｎｉｅ　Ｓ－100ＨＤ　２ＷＤ	テレックス・ジャパン株式会社	東京都中央区新川二丁目12番14号
ＮＳ２－226	Ｇｅｎｉｅ　Ｓ－100ＨＤ　４ＷＤ	〃	〃
ＮＳ３－203	ＴＯＭＥＣ　ＨＢＲ508－Ｊ	株式会社トーメック	茨城県猿島郡五霞町大字三妻字三岸前1362
ＮＳ３－204	リープヘル　ＬＴＲ1100	リープヘル・ジャパン株式会社	神奈川県横浜市鶴見区大黒町５番39号
ＮＳ３－205	鉱研　ＦＳＧＴ－150Ｃ	鉱研工業株式会社	東京都豊島区高田２丁目17番22号
ＮＳ３－206	アーステクニカＲＸＭ142	株式会社アーステクニカ	東京都千代田区神田神保町２丁目４番地
ＮＳ３－207	ＰＯＷＥＲＳＣＲＥＥＮ　Ｍｅｔｒｏｔｒａｋ　Ｍｅｔｒｏｔｒａｋ	株式会社ヒコクリーン	宮城県亘理郡亘理町字堀ノ内41番地１

○関東地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年四月二日

関東地方整備局長　泊　宏

一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　前橋都市計画道路事業三・四・四十六号赤城山線
三　事業施行期間　自平成三十年四月二日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　群馬県前橋市北代田町字道東、字八反田、字薬師、字位田及び字宮前、下細井町字宮後並びに上細井町字東冷田、字荒井、字西冷田及び字松下地内
使用の部分　群馬県前橋市北代田町字位田及び字宮前並びに上細井町字松下地内